

「広域連携の事例研究 vol.5」

中部大学客員教授、公益財団法人中部圏社会経済研究所

客員研究員 山田 雅雄（第1章）

公益財団法人中部圏社会経済研究所企画調査部部长 粕 弘太郎（第2章）

近年、環境をはじめ社会、経済を取り巻く課題は深刻さ複雑さを増してきており、それらの諸課題に対して従来にも増して地域や圏域間で交流、連携し、より広い地域や圏域で自律的に対応していくことが求められている。

これまで地域内連携の事例として、沖縄県北大東村、木曽広域連合、南信州広域連合・南信州定住自立圏、東三河広域連合（仮称）構想など、地域間連携の事例として、関西広域連合、九州府構想、矢作川沿岸水質保全協議会など、海外事例として、フランスの流域管理について調査を行ってきた。

今回は、遠州地域と三遠南信地域の広域連携および新たな広域連携制度について調査を実施したため以下に報告する。

第1章 遠州地域および三遠南信地域の広域連携

1. 政令指定都市そして「特別自治市」へ ～内政のフロンティア～浜松市の挑戦

（1）浜松市の概要など

ア. 浜松市の概要と特徴

浜松市の人口は約80万人であり、また面積は1,558.04km²で高山市に次いで全国第2位である。豊かな自然に恵まれ、気候は1年を通じて温暖で日照時間は全国トップレベル（2011年1位、2012年3位）である。

天竜川の上流から下流まで広大な市域を有し、中山間地の過疎対策から都市部の中心市街地の活性化まで、日本全国の市町村が抱えている課題を凝縮したような政令指定都市であり、「国土縮図型都市」浜松と呼ばれている。市域に占める森林面積は65.3%（指定都市平均35.0%）であり、一方でDID（人口集中地区）面積割合は5.6%（指定都市平均40%）と非常に低い。

製造業が盛んで、ヤマハ株式会社、株式会社河合楽器製作所、ローランド株式会社といった楽器メーカーやスズキ株式会社、本田技研工業株式

社、ヤマハ発動機株式会社といった自動車・オートバイメーカーのほか、光技術に優れる浜松ホトニクス株式会社などのメーカーがある。また、第1次産業人口割合も2.54%と高く、農業も盛んである。

イ. 浜松の広域行政について

浜松市は、広域行政を実施するに際して3種類の圏域（Layer1～Layer3）を設定している（図表1-1）。

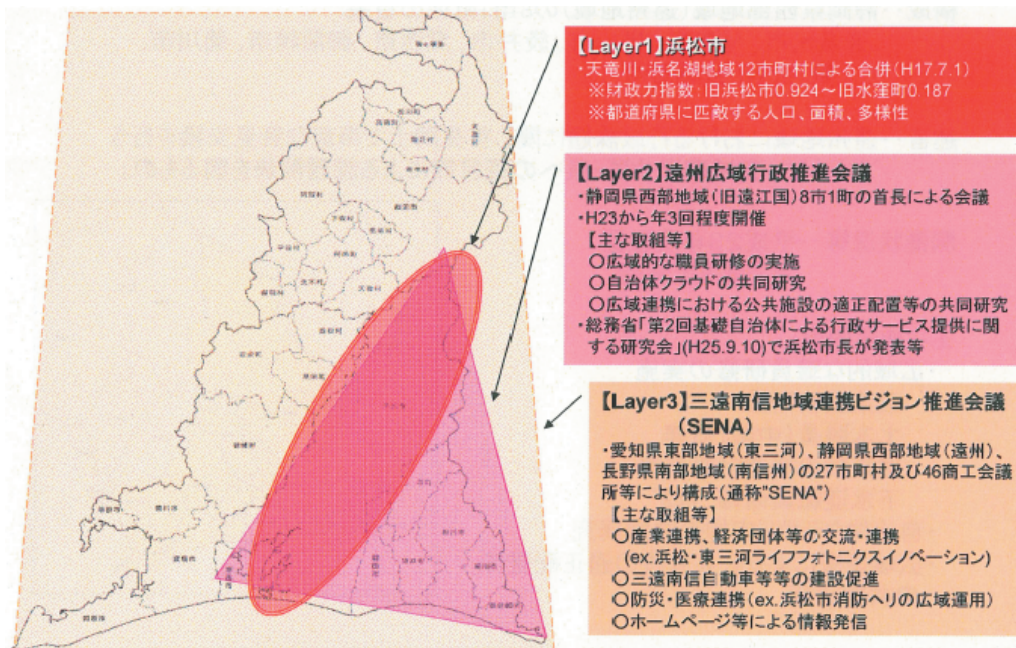
Layer1は浜松市自体である。浜松市は、2005年7月1日に天竜川・浜名湖地域12市町村による合併により、人口が少なく高齢化率も高い中山間地を含む広大な市域を持つことになった。

Layer2は遠州広域行政推進会議の区域である。同推進会議は2011年度に設置され、年3回程度開催されている。大井川以西の8市1町（旧遠江国）の首長による定期的な会合であり、遠州地域における共通の行政課題に取り組んでいる。主な取り組みとしては、職員研修、自治体クラウド、公共

（※1）12市町村…浜松市、（旧）浜北市、（旧）天竜市、（旧）舞阪市、（旧）雄踏町、（旧）細江町、（旧）引佐町、（旧）三ヶ日町、（旧）春野町、（旧）佐久間町、（旧）水窪町、（旧）龍山村

（※2）8市1町…浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、森町

(図表 1 - 1) 浜松の広域行政



(出典) 浜松市企画調整部企画課の資料より

施設利用など広域連携に向けた共同研究がある。

Layer3は三遠南信地域連携ビジョン推進会議(以下、「SENA」)の区域である。SENAは東三河、遠州、南信州の地方自治体と商工会議所などが中心となって構成しているもので、2008年に作成した三遠南信地域連携ビジョンに基づき、産業連携・防災連携・三遠南信自動車道の整備促進などを行っている。また、2014年7月に三遠南信地域交流ネットワーク会議と三遠南信地域整備連絡会議の2つの団体がSENAに統合され、2014年11月末現在の構成団体は、35市町村、49商工会議所、3県となっている。

(2) 天竜川・浜名湖地域の合併と政令指定都市への移行

ア. 合併および政令指定都市移行までの取り組み

浜松市は、2002年7月に「環浜名湖政令指定都市構想」として4市6町^(※3)の枠組みを提唱し、浜名湖をぐるりと取り囲んだエリアで政令指定都市の実現を目指した。その後、同年10月には中山間地域の(旧)春野町、(旧)佐久間町、(旧)水窪町、

(旧)龍山村が加って4市9町1村の「環浜名湖政令指定都市構想研究会」がスタートし、2003年6月に合併協議会設置準備会(湖西市が離脱し13市町村)、引き続き同年9月に天竜川・浜名湖地域合併協議会(湖西市に合併した(旧)新居町も離脱し12市町村)が設置され、2005年7月1日に12市町村で合併した。そして、市民協議会の発足、行政区画等の検討、県との調整などの手続きを経て、2007年4月1日には政令指定都市へと移行することとなった。

イ. 合併および政令指定都市移行の効果と課題

合併による行政運営の標準化・画一化・効率化を図るのか、あるいは合併前の地域ごとの独自性を保持するのか、浜松市はいずれの方針をとってきたのであろうか。ヒアリングによれば、合併時は「北脇前市長が、それぞれの旧町村の特性はそのまま残して生かしながら、ブドウの房のような町づくりをしていくということで、区役所が土木やまちづくりの機能を持つ『大区役所制』を採用した。」とのことである。しかし、鈴木現市長は、

(※3) 4市6町…浜松市、(旧)浜北市、湖西市、(旧)天竜市、(旧)舞阪町、(旧)新居町、(旧)雄踏町、(旧)細江町、(旧)引佐町、(旧)三ヶ日町

「『一つの浜松』を掲げて当選し、段階的に区役所の機能と規模を縮小させて、本庁に集約させてきている。」とのことである。

指定都市移行の効果としては、権限移譲と財源拡充がある。国道・県道の管理や児童相談所の設置など法令等に基づく1,106の事務（県からの引き継ぎ時点）とともに、県の事務処理特例条例によるNPO法人の設立の認証など383の事務が移譲され、併せて譲与税、宝くじ収益金、市場地方公募債の発行、地方交付税の需要額算定増など財源の拡充も行われた。その他、統計調査、国との直接協議などの効果もあった。

権限移譲に関する課題としては、静岡県はすでに全国で一番多くの権限移譲が行われているが、たとえば土地利用など政策的裁量のある事務権限の多くが、法令上、県に留保されており、これらについてさらに権限移譲を進めるには法改正が必要であること、また、法令に基づかない任意事務でも、県・市に二元化されている事務が残されていることなどがあげられる、とのことであった。

また、税財政に関する課題としては、権限移譲に伴う事務費用の増加に見合う税財源が移譲され

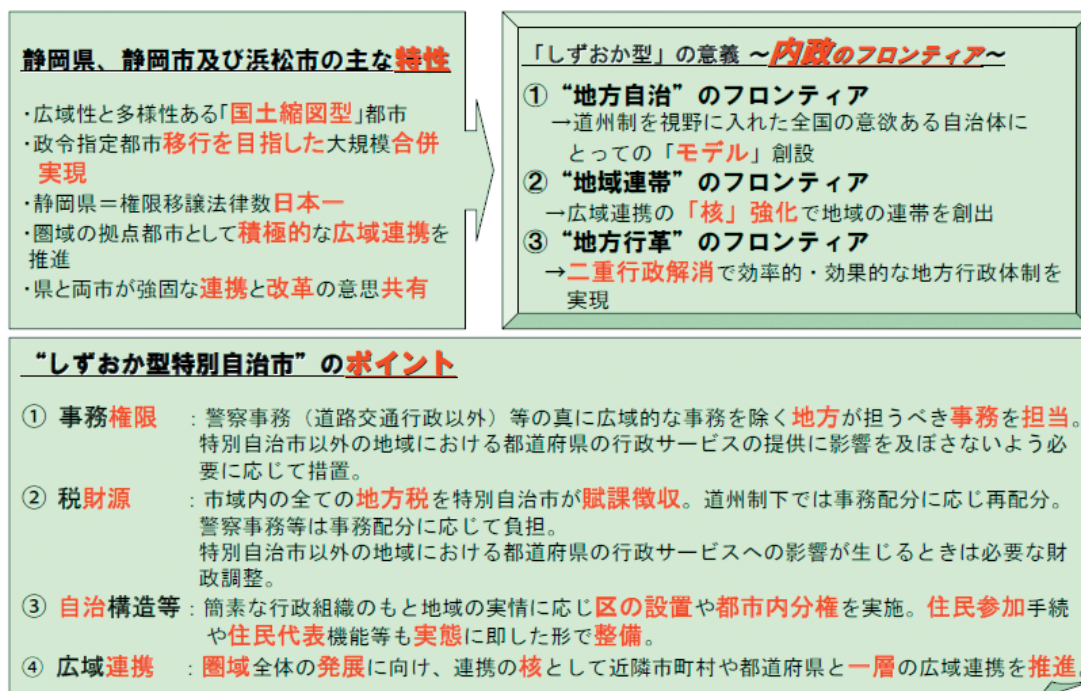
ないこと、県による医療費助成などの補助率引下げ、県道などの移管された施設の老朽化対策の責任と費用負担問題などが指摘された。

（3）浜松市が提唱する新たな大都市制度「しずおか型特別自治市」

「しずおか型特別自治市」は、2013年10月の第8回「県・政令指定都市サミット（G3）」（静岡県、静岡県・浜松両市）において確認された考えである（図表1-2）。もともと特別自治市を目指すという考えは、2010年11月の第4回のサミットからあった。そして、2012年1月の第5回サミットから「しずおか型」という考えになり、第8回のサミットで確認されたものである。

しずおか型特別自治市は、「内政のフロンティア」を掲げ、三つの意義を提唱している。1つ目は「地方自治のフロンティア」というものである。第30次地方制度調査会答申などのように、200万人規模の人口に着目するのではなく、道州制を視野に入れ、基礎自治体が自立していけるような全国のモデルを創出することである。2つ目は「地域連帯のフロンティア」である。他市などの特別

（図表1-2）しずおか型特別自治市制度の概要



（出典）浜松市ホームページより「新たな大都市制度“しずおか型特別自治市”制度骨子 概要（PDF）」

自治市の考えと比べて広域連携に係る意義を積極的に打ち出したもので、「しずおか型」では核となる都市が特別自治市としてパワーアップすることで、近隣市町村とともに地域全体がより活性化していくという考え方である。3つ目は「地方行政のフロンティア」である。二重行政を解消し行政サービスを一元化することで、地方行政全体を効率化し、住民サービスの向上に繋げていこうというものである。

特別自治市制度の実現には法改正が伴うため、それまでの間は情報発信や近隣市町の連携推進、国への働きかけなどをしていきたいとのことであった。

都市とその周りの地域を含めた連携による活性化のために特別自治市の必要性を訴えるなど、非常に興味深い考え方であるが、「地域連帯のフロンティア」の範囲が先述のLayer2を想定しており、浜松市に限ったものでないことから、県知事も入った連名になっていると推察される。

(4) 中山間地域における定住促進や地域活力維持の取り組み

浜松市における中山間地域の支援は、以前はそれぞれの部署がバラバラに縦割りで取り組んでいたが、現在は市民部市民協働・地域政策課が担当部署として総括管理している。取り組み事例としては以下のものがある。

①中山間地域振興計画（山里いきいきプラン）

計画期間は2010年度から2014年度である。合併する以前は浜松市には中山間地域がなかったため、合併後、指定都市になって新しく作ったものである。

②中山間地域まちづくり事業

中山間地域内のNPO法人が実施する地域課題解決事業の提案に対して、総額6億円を限度に交付金を交付する事業を行っている。

③中山間地域交流ネットワーク事業

都市部と中山間地域の交流促進のため、都市部のボランティアと中山間地域の要望についてそれぞれ登録してもらい、マッチングさせる事

業を実施している。

④田舎暮らし推進事務局の開設

2009年4月、田舎暮らしの相談窓口を天竜区役所に設置した。2012年度は、相談件数30件で実際に住んだ人は2世帯5人という実績であった。

⑤田舎暮らしプロモーション

ウェブサイトでの情報提供や首都圏での田舎暮らし相談会、PR事業への参加などを行っている。

2. 三遠南信地域の広域連携について

(1) 三遠南信地域連携の歩み

ア. 三遠南信サミット

この地域の結びつきは、いにしえより交流があり、1951年に天竜・東三河地域（愛知県・静岡県・長野県のうち三遠南信にほぼ等しい地域）が、「国土総合開発法（1950年）」に基づく特定地域に指定された国土開発上での位置付けがされたことにもよる。また、1987年の四全総により、三遠南信自動車道が高規格幹線道路計画に位置付けされ、建設促進に伴い結びつきが強まった。

1994年からは三遠南信サミットが開かれるようになり、それまで道路建設が活動の中心であったのに対して、ソフト面も含めた政策がサミット以降に提案されるようになった。サミットは毎年、3地域が持ち回りで開催している。2008年3月には「三遠南信地域連携ビジョン」が策定された。連携ビジョンの推進と進捗管理を行うSENAが設立され、事務局は浜松市に置かれている。

イ. 地域別の広域行政の現況

現在、東三河地域では、東三河広域協議会が広域連携の取り組みを進めており、広域連合の設置ができないか話し合いをしている状況にある。

遠州地域は、浜松市が合併したことにより市町村の数が絞られ、遠州広域行政推進会議などでさまざまな共同研究を行っている。

南信州地域は、下伊那や飯伊地域とも呼ばれ、飯田市を中心とした南信州広域連合による事務の

共同処理などのほか、定住自立圏の取り組みもある。

(2) 三遠南信地域連携ビジョンについて

ア. 三遠南信地域連携ビジョンの概要

三遠南信地域は、人口230万人、工業出荷額も13兆円を越え、地域に広がる豊かな経済資源や自然環境、特色ある歴史や文化は、都道府県にも匹敵する大きな潜在能力を持っている。

1994年から三遠南信サミットが開催され、県境を越えた連携による地域振興が進められている。市町村合併や高速道路等交通ネットワークの整備による地域構造の変化、また、道州制や国土形成計画など国の地域づくり制度の検討が進められる中で、地域住民をはじめ、大学、経済界、行政など地域の発展を願うさまざまな関係者が力を合わせて「三遠南信地域連携ビジョン」を策定した。目標期間はおおむね10年間で、目指すべき将来像と連携事業の方針を定めている。

イ. 基本理念と目指すべき地域の将来像

地域の基本理念は、「三遠南信250万流域都市圏の創造・世界につながる日本の中央回廊」である。これは天竜川・豊川流域の上下流が一緒になって、住民生活から産業経済にわたるさまざまな課題を解決し、自立した地域の未来を築き上げ、確固た

る圏域を形成しようとする強い思いを映し出している。三遠南信地域連携ビジョンは、圏域形成の目的として次の5つを定めている。

- ①道州制や国土形成計画など県境を越える地域づくり制度へのアピール
- ②経済活動のグローバル化に対応した県境を越える産業競争力の強化
- ③市町村合併による地域構造の変化に対応した広域行政の推進
- ④地域連携活動の相乗効果の発揮
- ⑤県境を越えた社会基盤を活かした地域づくり

また、目指すべき地域の将来像として(図表1-3)の3つを定めている。このうち(b)と(c)については、伊勢湾ないしは天竜川、豊川という流域圏に留意したものである。県境をまたぎ天竜川と豊川を一体的にとらえるだけでなく、伊勢湾流域まで含めて「大伊勢湾環状地域」を設定しているところに特徴がある。

ウ. ゾーン計画

三遠南信地域を既存集積ゾーン、新規ゾーン、中山間地ゾーンの3つのゾーンに分けた計画を策定している。その内容は(図表1-4)のとおりである。

(ア) 既存集積ゾーン

三遠南信地域南部のJR東海道線、東名高速道

(図表1-3) 三遠南信地域の目指すべき将来像

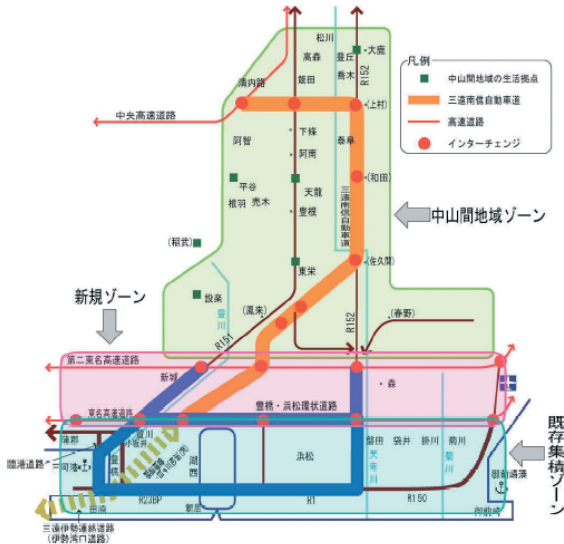
(a)日本の中央回廊の形成	(b)大伊勢湾環状地域を構成する 中核的都市圏の形成	(c)流域循環の形成
 <p>太平洋側と日本海側の両地域を東西日本の中心で結び、経済・観光・文化面の交流と連携を形づくりします。</p>	 <p>伊勢湾と中心に産業や文化等の多様なネットワークを構築します。</p>	 <p>上下流域が環境や経済をはじめ、広範な分野で有機的にネットワークする循環圏を構築します。</p>

(出典) SENAホームページより「三遠南信地域連携ビジョン冊子版(PDF)」

路に沿った地域は、特色を持った都市が連続しており、高度な都市機能が集積している。広域幹線道路として、東名高速道路や国道1号の東西幹線

が地域を貫き、圏域の東西には三河港や御前崎港といった国際港湾を擁している。浜松市と豊橋市とを広域交通網や情報網で、より緊密に結びつけ、圏域の核として一体的な経済・文化圏を形成することにより、圏域全体の発展をけん引する。

(図表 1-4) 三遠南信地域のゾーニング



(出典) SENAホームページより
「三遠南信地域連携ビジョン冊子版 (PDF)」

(イ) 新規ゾーン

東名高速道路と第二東名高速道路に挟まれた地域で、住居系の郊外市街地と都市近郊農業地帯が混在する地域である。今後は、第二東名高速道路の開通に伴い、インターチェンジ周辺などへの新たな産業集積が期待される。浜名湖や地域の森林など自然環境との調和を保ちつつバランスのとれた土地利用が必要である。

(ウ) 中山間地域ゾーン

圏域北部の中山間地域は過疎化・高齢化が進んでいる地域である。優れた自然環境の保全を基調

(図表 1-5) 三遠南信地域連携事業の基本方針

テーマ	政策の基本方針	推進方針	主要施策
中部圏の中核となる地域基盤の形成	人ともの流動促進	情報の流動促進	①三遠南信地域のゲートウェイの基盤整備 ②高原新定住圏の基盤整備 ③県境を越える三遠都市帯の基盤整備
		情報の流動促進	①中山間地域の情報基盤整備 ②県境を越える情報共有の推進
持続発展的な産業集積の形成	既存産業の活力増進	新規産業の創造と特徴ある産業クラスターの形成	①人材・労働力の確保・育成 ②広域的な産業連携活動の推進 ③未利用資源の広域的な連携による有効活用の推進
		新規産業の創造と特徴ある産業クラスターの形成	①特徴ある産業クラスターの形成 ②コミュニティ・ビジネスの育成 ③県境を越える大学・研究機関連携組織の形成
塩の道エコミュージアムの形成	塩の道エコミュージアムによる文化の発信	エコミュージアムのプラットフォームづくり	①歴史・文化資源の保全と風土記ネットワークづくり ②ものづくり文化の発信と産業観光ネットワークづくり ③多様な自然資源の保全とやすらぎのネットワークづくり
		エコミュージアムのプラットフォームづくり	①エコミュージアムのプラットフォームづくり ②エコミュージアムの担い手づくり ③三遠南信地域ファンづくり
中山間地域を活かす流域モデルの形成	自然資源の循環モデルの形成	流域定住推進モデルの形成	①健全な水・物質循環を旨とした環境保全活動の推進 ②森林資源の有効活用 ③新エネルギー導入の推進
		流域定住推進モデルの形成	①流域定住推進体制の整備 ②中山間地域での居住環境の確保
広域連携による安全・安心な地域の形成	生活環境の維持と質的向上	多文化共生の基盤づくり	①医療・福祉の連携 ②教育の連携 ③公共施設利用の柔軟性確保
		多文化共生の基盤づくり	①多文化共生の基盤づくり
		広域的な防災体制の充実化	①広域的な防災体制の充実化

(出典) SENAホームページより「三遠南信地域連携ビジョン冊子版 (PDF)」

とし、ライフスタイルの多様化に対応した交流人口の拡大を進める。三遠南信自動車道の整備により、特色ある地域資源を活かすとともに、新規ゾーンや既存集積ゾーンとの活発な交流による地域振興が必要である。

(3) 三遠南信地域連携ビジョンの5つの基本方針と重点プロジェクト

三遠南信地域の目指すべき地域像を踏まえたテーマを達成していくため、5つの基本方針を設けている(図表1-5)。基本方針ごとに、推進方針、主要施策を掲げ、これらの政策体系に従って連携事業を積極的に推進することとしている。

(4) 三遠南信地域連携ビジョン推進会議(SENA)

ビジョンの推進体制として、地域住民・大学・経済界・行政の代表により組織するSENAが設立された。その役割は重点プロジェクトの推進、評価・見直し、道州制などの国の動きに対する働きかけ、NPO法人や企業などが取り組む連携活動の支援、新連携組織の検討・移行である。

SENAでは、三遠南信全体の産品などを情報発信するための「三遠南信アンテナショップ開設の検討」も行っている。事業としては、「三遠南信地域社会雇用創造事業(2010年度と2011年度)」として内閣府から委託を受け、社会企業インキュベーション事業や社会的企業人材創出・インターンシップ事業を行った。また、「三遠南信地域における官民連携主体による地域づくり推進事業」として、三遠南信地域産学官人材育成円卓会議や三遠南信地域大学連携検討会議の開催、大学・経済界との人材開発セミナーなどを実施している。その他、それぞれの所管部署が、光・電子技術の産業連携、三遠南信自動車道の建設促進、リニア中央新幹線の早期開業、防災・医療連携などに取り組んでいる。経済団体等の交流・連携としては、しんきんサミットや教育サミットなど文化面も含めさまざまな事業が進められている。

以上、遠州地域および三遠南信地域における広域連携の現状と課題などについて述べてきた。

こうした地方都市の活性化については、以前から地方制度調査会などにおいて国としても議論がなされてきた。今回、その1つの成果として、経済活動など地域振興という面に焦点を当てた新たな広域連携策について法改正が行われ、まずはモデル都市において実施されることとなった。今回、モデル都市の中の倉敷市と北九州市について調査を行ったので、その結果ならびに新たな連携策の概要について以下に述べる。

第2章 新たな広域連携制度と先行的モデルの事例研究

1. 新たな広域連携制度

(1) 地方自治法の一部を改正する法律（以下、「改正地方自治法」）の概要

ア. 改正の背景とその趣旨

改正地方自治法は、2014年5月23日に成立し、同年5月30日には平成26年法律第42号として公布された。これは、第30次地方制度調査会（以下、「第30次地制調」）が2013年6月25日に行った「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（以下、「第30次地制調答申」）」を受けて法制化されたものである。なお、第30次地制調は、2011年8月24日に「住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。」との諮問を受け発足した。

第30次地制調答申は、その前文にあるとおり我が国の人口減少を強く意識しており、「将来、一層の人口減少が進む中においても、集落の数自体は人口ほどは減少せず、人々は国土に点在して住み続け、単独世帯が増大する」と見込んでいる。そして、「人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要である。」との認識に基づき、新たな広域連携制度の創設や大都市制度の見直しが必要であると答申している。

改正地方自治法は、この答申を踏まえ、①指定都市制度の見直し、②中核市制度と特例市制度の統合、③新たな広域連携の制度の創設を行うものである。さらに、④認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設することが盛り込まれている。今回は、そのなかでも新たな広域連携制度の創設についてみていくこととする。

イ. 新たな広域連携制度の創設について

第30次地制調答申では、基礎自治体の行政サービスの提供体制として、「自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。」とされた。

そして、いわゆる三大都市圏とそれ以外の地方圏を大きく2つに分け、それぞれの地域において、地方公共団体が相互に連携して必要なサービスを提供できるようにすべきとされた（図表2-1、2-2）。

(ア) 地方圏

地方圏では、①圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積、圏域全体の生活関連機能サービスの向上などを目的に「地方中枢拠点都市」を核に都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていく、②それ以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域は、その取り組みを一層促進する、③地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携が困難な場合は、当該市町村を包括する都道府県による補完も選択肢となるとされた。

(イ) 三大都市圏

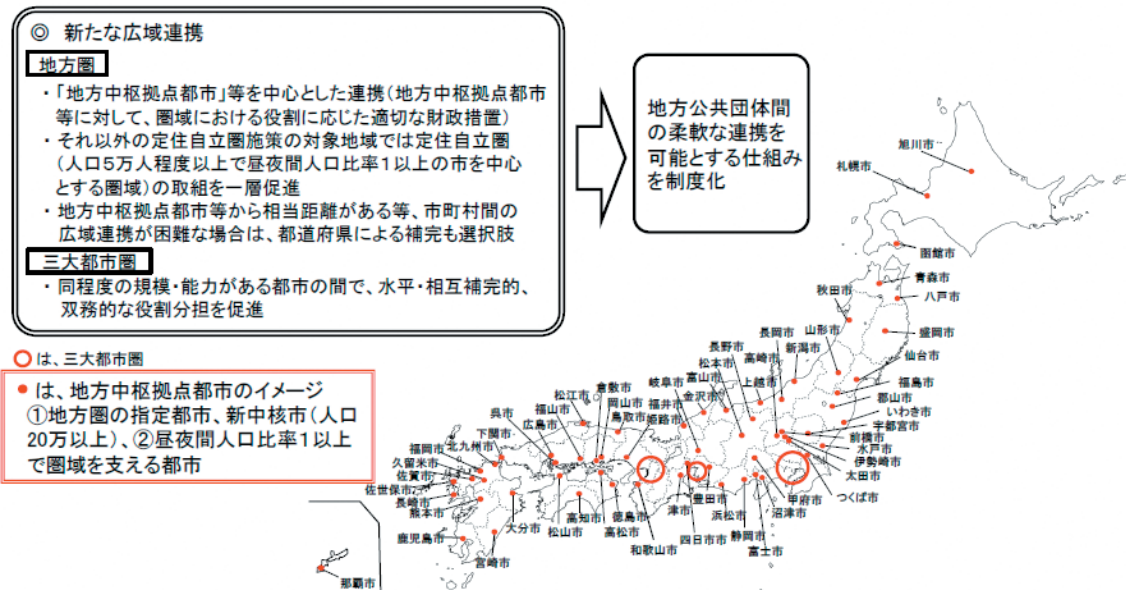
三大都市圏においては、各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取り組みを促進するための方策を講じるべきとされた。

一方、「現に事務の共同処理を行っている市町村から、事務の共同処理の各方式について、それぞれの制度の特徴により、例えば、一部事務組合や協議会については迅速な意思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中

心的な役割を果たす市町村の負担が大きいのではないか、事務の委託については委託団体が受託団体から事務処理の状況等の情報を把握することが困難なのではないか等の指摘があることも事実である。」と、現行の事務の共同処理制度についての問題点が指摘された。

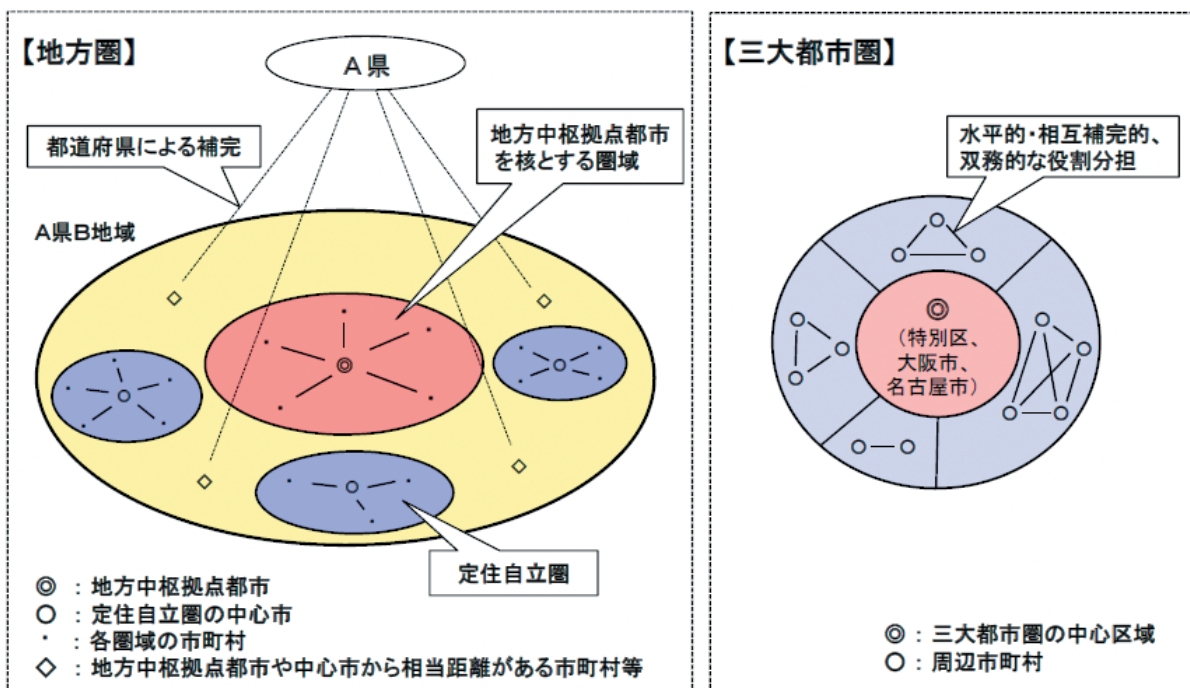
こうしたことから、①「市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。」、②「市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当

(図表 2 - 1) 基礎自治体の行政サービス提供体制



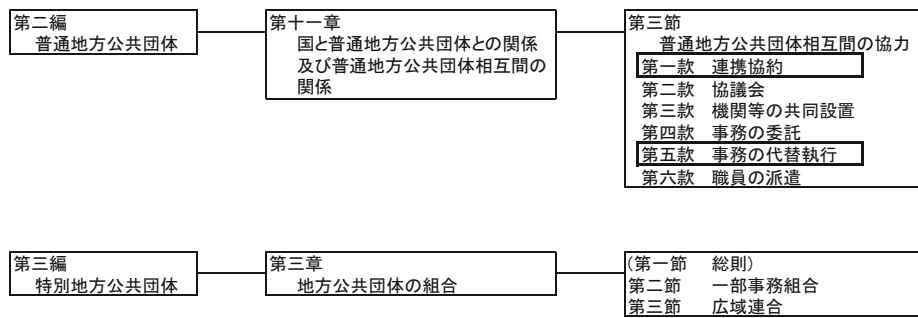
(出典) 総務省ホームページより「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会報告書(参考図表)」

(図表 2 - 2) 新たな広域連携イメージ図(市町村間の広域連携と都道府県による補完)



(出典) (図表 2 - 1) と同じ

(図表 2 - 3) 地方自治法の構成



(出典) 公益財団法人中部圏社会経済研究所作成

該市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。」との答申がとりまとめられた。改正地方自治法では、①を受けて「連携協約制度」が、②を受けて「事務の代替執行制度」が新たに設けられた。

ウ. 連携協約制度と事務の代替執行制度

地方自治法においては、共同処理の制度ごとに、規約の手続きや必要的記載事項等が定められている(図表 2 - 3)。まず、法人格を要しない仕組みとして、普通地方公共団体(第 2 編)の中に、国と普通地方公共団体との関係および普通地方公共団体相互間の関係(第 11 章)があり、普通地方公共団体相互間の協力(第 3 節)に協議会、機関等の共同設置、事務の委託などが位置付けられている。また、特別地方公共団体(第 3 編)に地方公共団体の組合(第 3 章)があり、そこに法人格がある仕組みである一部事務組合や広域連合が位置付けられている。

「連携協約制度」と「事務の代替執行制度」は、改正地方自治法において、法人格を要しない仕組みとして新たに設けられている。

(ア) 連携協約制度

連携協約制度は、普通地方公共団体が他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、事務処理をするに当たっての基本的な方針および役割分担を定める協約(以下、「連携協約」)を締結できることとした制度である。ま

た、連携協約に係る紛争があるときは、文書により、自治紛争処理委員会による処理方針の提示を求める旨の申請をすることができるものとしている。

この連携協約の特徴は、①法定協議会、一部事務組合や広域連合といった別組織を作る必要のない、より弾力的で柔軟な連携の仕組みであること、②それぞれの普通地方公共団体により、議会の議決(地方自治法第 252 条の 2 第 3 項)に基づき締結・変更されるものであり、紛争解決の手続きもあらかじめ規定されていることなどである。これにより簡素な仕組みではあるが、団体間で持続的・安定的に連携できるものとなっている。

(イ) 事務の代替執行制度

事務の代替執行制度は、普通地方公共団体が他の地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、その事務の一部を、当該普通地方公共団体、またはその長、もしくは同種の委員会、もしくは委員の名において管理・執行させることができることとした制度である。なお、この事務の代替執行制度は、市町村と都道府県の間のみならず市町村相互間にも活用することができる。

エ. 施行期日

新たな広域連携制度の創設に係る規定については、公布の日から起算して 6 ヶ月を超えない範囲で政令で定める日(改正地方自治法附則第 1 条第

1号)から施行することとされている。

(2) 新たな広域連携モデル構築事業の委託に関する提案募集について

ア. 提案募集の概要

総務省は、改正地方自治法の成立に先駆け、2014年4月7日付で「新たな広域連携モデル構築事業の委託に関する提案募集」を開始した。これは、改正地方自治法に基づく連携協約締結に向けた取り組みを推進し、新たな広域連携制度の全国展開に向けた先行モデルを構築するためである。募集は同日から5月8日まで行われ、6月27日付でモデル団体が決定された。

イ. 公募の対象

新たな広域連携の取り組みを進める意欲があり、今後速やかに連携協約を締結する見込みの地方公共団体で、以下の各要件を満たすものが対象とされた。

(ア) 地方中枢拠点都市を核とする圏域における取り組み

このケースは、以下の①から③までの要件のすべてを満たす市が対象となっている。

- ①指定都市又は^(※4)中核市であること。
- ②昼夜間人口比率が1以上(1999年4月1日以降の合併市では、合併関係市のうち人口が最大の市が同比率1以上)。
- ③三大都市圏の区域外、区域内の場合は指定都市であって三大都市圏の区域内に所属するもの又は特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

(イ) 条件不利地域における都道府県による補完の取り組み

地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいよ

うな条件不利地域の市町村と連携しようとする都道府県が対象となっている。

(ウ) 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取り組み

三大都市圏の区域内に所在する市区町村(その区域内の指定都市又は特別区に対する通勤通学者割合が0.1未満の市町村は除く)が対象となっている。

ウ. 委託事業の内容

地方公共団体間の新たな広域連携の全国展開を図るため、先行的モデルとなる連携協約締結に向けた準備が必要であり、その準備に要する取り組みを総務省の委託事業としている。そのなかで、地方中枢拠点都市を核とする圏域における取り組みの場合、先行的モデルとなる連携協約に記載すべき取り組みは下記となる。

- ①圏域全体の経済成長のけん引
- ②高次の都市機能の集積
- ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上

エ. 委託金額と実施期間

1件あたりの事業額は、原則として1,500万円を上限としている。また、実施期間は委託契約の日から2015年2月27日までであり、期限までに報告書を提出しなければならない。

オ. 提案募集の結果(2014年6月27日付モデル団体の決定について)

募集に対して14件の提案があり、委託先11件が決定された(図表2-4)。地方中枢拠点都市を核とする圏域における取り組みが9件、条件不利地域における都道府県による補完の取り組みが2件である。

今回、先行的モデルの事例研究として、上記のうち中核市の倉敷市と指定都市の北九州市にヒア

(※4) 2014年8月25日付「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」では、改正地方自治法により人口20万人以上の市に要件が緩和された中核市

(図表 2-4) 新たな広域連携モデル構築事業委託予定団体一覧

応募団体名	都市区分	関係市町村	圏域人口 圏域面積	委託予定額
①地方中枢拠点都市を核とする圏域における取組				
盛岡市	中核市	【岩手県】 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 (計:2市5町)	481,699人 (うち盛岡市 298,348人) 3,642km ²	9,000千円
姫路市	中核市	【兵庫県】 相生市 加古川市 赤穂市 高砂市 加西市 宍粟市 たつの市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町 (計:7市8町)	1,327,193人 (うち姫路市 536,270人) 2,800km ²	12,500千円
倉敷市	中核市	【岡山県】 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町 (計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市 475,513人) 2,463km ²	12,500千円
広島市	指定都市	【広島県】 呉市 竹原市 三原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 【山口県】 岩国市 柳井市 (計:10市6町)	2,257,019人 (うち広島市 1,173,843人) 5,766km ²	7,000千円
福山市	中核市	【岡山県】 笠岡市 井原市 府中市 世羅市 【広島県】 三原市 尾道市 神石高原町 (計:5市2町)	875,682人 (うち福山市 461,357人) 2,509km ²	12,500千円
下関市、 北九州市	中核市 指定都市		【下関市】 280,947人、716km ² 【北九州市】 976,846人、490km ²	11,500千円
北九州市	指定都市	【福岡県】 直方市 行橋市 豊前市 中間市 宮若市 芦屋町 水巻町 水巻町 遠賀町 小竹町 鞍手町 苅田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 (計:5市11町)	1,420,446人 (うち北九州市 976,846人) 1,416km ²	12,500千円
熊本市	指定都市	【熊本県】 宇土市 宇城市 合志市 美里町 玉東町 大津町 菊陽町 西原村 御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山郡町 (計:3市9町1村)	1,069,185人 (うち熊本市 734,474人) 1,872km ²	12,500千円
宮崎市	中核市	≪最小単位≫ 【宮崎県】 国富町 綾町 (計:2町) ≪最大単位≫ 宮崎県内全域	≪最小単位≫ 428,716人、880km ² ≪最大単位≫ 1,135,233人、6,795km ² (うち宮崎市 400,583人)	12,500千円
②条件不利地域における都道府県による補完の取組				
鳥取県		【鳥取県】 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町 (計:6町1村)	【関係町村計】 56,571人 【関係町村計】 1,047km ²	8,000千円
大分県		【大分県】 九重町 姫島村 (計:1町1村)	【九重町】 10,421人、271km ² 【姫島村】 2,189人、7km ²	12,500千円

(出典) 総務省ホームページより (2014年6月27日付報道資料)

「新たな広域連携モデル構築事業の委託に関する提案募集に対するモデル団体の決定」

リング調査を実施した。その内容は、①新たな広域連携モデル構築事業について、②その他の広域連携施策についての主に2点であるが、委託先決定から間もない時期のヒアリングでもあり、特に①についてはまだ手探り状況といった感があった。ただ、連携協約制度は地方自治法に規定されており、総務省の制度である定住自立圏形成協定とは違って取り組みやすいといった意見や、関係市町村の議会の議決を得るには相当の時間が必要ではないかといった意見もあった。さらに、地方中枢拠点都市圏構想については、その財政措置に対する期待が大きい一方、関係市町村からの不安の声もあると聞いた。

総務省では、2014年8月25日付で「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を制定しており、各地域とも、年度末の連携協約締結に向けた準備を進め

ていくとみられる。制度の本格実施に向けた動きなど国の動向とともに、引き続き注視していきたい。

2. 先行的モデルの事例研究

(1) 倉敷市

ア. 新たな広域連携モデル構築事業について

(ア) 応募事業の概要

倉敷市は、高梁川流域圏における広域連携を先行的モデルとして提案し、総務省より委託先に選定されている(図表2-5)。高梁川は岡山県と鳥取県境の新見市花見山(標高1,188m)に源を発し、111kmの流れを経て、瀬戸内海に注いでおり、2,670km²の流域面積を誇っている。高梁川流域の7市3町は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備中国領域と圏域を同じ

(※5) 7市3町…新見市、高梁市、総社市、倉敷市、井原市、笠岡市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町

(図表 2 - 5) 新たな広域連携モデル構築事業概要 (倉敷市・高梁川流域圏)



(出典) (図表 2 - 4) と同じ

くし、1,300年以上を経ても地域間の強い繋がりが引き継がれている。高梁川の上流から下流に位置しているこの7市3町は、気候や風土が異なり、主要産業についても北部の農産物から南部の製造品や海産物まで多種多様となっている。こうしたさまざまな地域特性のある市町が連携し、地域の総合力をもって、人口減少・少子高齢化社会への対応を図り、圏域全体の経済成長を目指すとしている。特に、①「圏域全体の経済成長のけん引」分野ではソーシャルビジネスの起業支援を、②「高次の都市機能の集積」分野では倉敷市にある2つの最先端病院などを中心とした高度な医療サービスの提供を掲げている。

(イ) 応募の背景

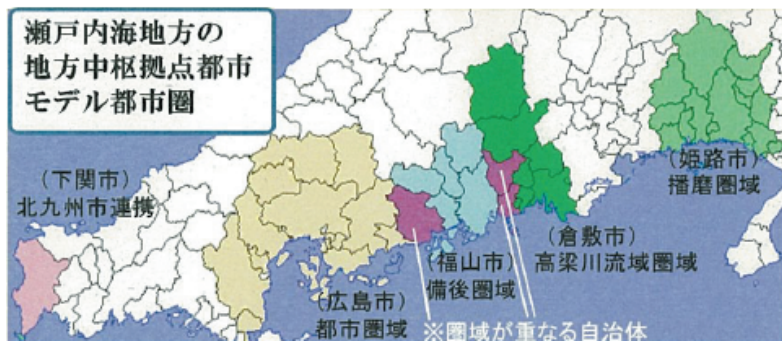
今回の応募にあたっては、現倉敷市長が中核市市長会の役員(監事)であり、倉敷市が中核市市長会の「都市間連携検討プロジェクト」の幹事市をやっていたこともあり、第30次地制調

や総務省の動向を注視し、早い段階から取り組んでいたことが背景の一つにある。また、圏域の7市3町がもともと備中の国であり、さらに1954年3月に「高梁川流域連盟」という官民連携の任意団体が設立されており、すでに連携のベースがあったという点も大きいとのことである。高梁川流域連盟は、青少年の健全育成という趣旨で、大原美術館第2代理事長の大原総一郎氏が備中地域の自治体や民間企業、商工団体、大学などに呼び掛けをして創設されたもので、市町の教育委員会がそれぞれの事務局となっている。今回の新たな広域連携制度では、地方中枢拠点都市に対して交付税措置がされる見込みであり、既存の連携では困難であった産業振興や圏域の経済成長のけん引といった分野に重点を置くとしている。

(ウ) 現状と今後について

倉敷市企画経営室によれば、募集開始以降、事務レベルや副市長レベルで関係市町へモデル

(図表 2-6) 倉敷市の目指す地方中枢拠点都市



(出典) 首相官邸ホームページより

「2014年9月19日 まち・ひと・しごと創生会議伊東香織氏(倉敷市長)提出資料」

事業概要の説明を実施しており、協議会立ち上げに向けて、市長が各首長を訪問し、直接アプローチしてきたとのことである。そして、2014年8月18日に高梁川流域の自治体7市3町の首長が集まり、「高梁川流域自治体連携推進協議会」を立ち上げた。今年度は、経済動態調査や産業連関分析、セミナー開催、町家や古民家のイノベーション(保存・再生・活用)に向けた調査や、各市町が有する地域資源の展示会開催などのモデル事業の実施を通じて、各市町と十分な協議のもと、高梁川流域圏の成長戦略ビジョンの策定を行うこととしている。

イ. 倉敷市の広域連携施策について

広域連携施策については、たとえば観光分野において、倉敷市は岡山市と連携しており、「岡山・倉敷観光推進協議会」によってパンフレットの作成やエリア内の「ぐるりんパス」などを販売している。また、福山市と尾道市と倉敷市とJR西日本で「せとうち旅情実行委員会」を組織し、3都市の観光情報を発信するなどしている。

また、高梁川流域圏を構成する自治体のうち、井原市と笠岡市は隣接する備後圏域(地方中枢拠点都市:福山市)にも入っており、一部圏域が重なっている。倉敷市と福山市は同じ中核市同士でもあり、従前から観光や職員研修の面などで連携を続けているとのことである。倉敷市としては、

当面は地方中枢拠点都市として高梁川流域圏全体の発展をけん引する役割を担っていくとしているが、将来的には他圏域との連携にも繋げていきたいとのことである(図表2-6)。

(2) 北九州市

ア. 新たな広域連携モデル構築事業について

(ア) 応募事業の概要

北九州市は、下関市との関門地域連携および福岡県北東部の北九州市近隣自治体との連携を先行的モデルとして提案し、総務省より委託先に選定されている(図表2-7、2-8)。

関門地域は、指定都市と中核市が海峡を挟んで一体的な都市圏を形成する稀有な地域であり、本州と九州、太平洋と日本海を結ぶ動線が交差する重要な拠点である。古くから交流・連携が行われており、1987年からトップ会談が始まり、2014年8月時点で13回開催されている。今回の広域連携モデル構築事業では、両市間の各種分野における連携実績を背景に、訪日観光客誘致や東アジア経済交流の促進を図るとしている。

北九州市近隣自治体との都市圏連携は、圏域としては「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(地方拠点法)」に基づき1995年3月に設立された、「福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会」の構成市町村と同じ6市11町^(※6)である。関門地域連

(※6) 6市11町…北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、苅田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町

(図表 2 - 7) 新たな広域連携モデル構築事業概要 (下関市・北九州市)

下関市・北九州市 新たな広域連携モデル構築事業概要

団体	人口	面積	主要産業
下関市	280,947人	716km ²	水産業、造船業
北九州市	976,846人	490km ²	鉄鋼、機械、化学、自動車関連産業

両市の特長

- 東アジアを視野に入れ、関門地域におけるシティリージョンを推進。
- 既に連携の歴史は長く、行政、観光、大学など多くの分野で両市の連携団体が存在。



圏域全体の経済成長のけん引

関門地域連携による訪日観光客誘致

- 関門海峡の地理的優位性及び両岸の多彩な観光資源を活かしながら、ICTを活用した訪日観光客誘致環境の整備、誘客プロモーションの実施、さらに関門両市の新たな観光資源(歴史、食、文化等)発掘調査などを通じ、**訪日観光客の誘客を促進する。**

* 現在、両市、山口県で組織する「関門海峡観光推進協議会」や観光関係民間団体等が、各種観光客誘致事業を展開

* 関門海峡の景観保全等のため、両市がともに同一の名称、条文による「関門景観条例」を制定




高次の都市機能の集積

大学コンソーシアム関門の推進

- 関門地域における**高度人材育成**のため、両市の大学特有の教育研究資源を相互に活用し、多様で質の高い教育機会の提供に取り組むとともに、更なる発展に向けた調査研究を通じ、当該地域の高等教育の充実発展を図る。

* 「大学コンソーシアム関門」は平成20年12月設立。下関市は2大学、北九州市は4大学が加盟。

* 平成21年度から単位互換制度を活用し、共同授業(一部市民公開)等を実施




東アジア経済交流の推進

- 黄海沿岸の日中韓の10都市で組織する『東アジア経済交流推進機構』の中心的役割を担う両市が、そのネットワークをもとにした関門プロモーションの実施を通じ、**東アジア環黄海地域の諸都市との経済・文化の交流を促進する。**

* 下関市は釜山広域市(韓国)及び青島市(中国)、北九州市は仁川広域市(韓国)及び大連市(中国)と姉妹友好都市関係




圏域全体の生活関連機能サービスの向上

関門地域全体の公共サービス等の研究

- 現在の両市における図書館の相互利用などを背景に、公共施設相互利用予約システム構築等の調査研究を通じ、今後の市民ニーズに対応するための公共サービス全般の連携を推進する。



圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ICT分野の共同利用推進

- 地理空間情報システム(GIS)の共通プラットフォームや自治体基幹システムのBCPを確保するデータバックアップサービスの推進など、今後の市民サービス向上のため、ICTの共同利用に向けた取組を推進する。

(出典) (図表 2 - 4) と同じ

(図表 2 - 8) 新たな広域連携モデル構築事業概要 (北九州市・都市圏域)

北九州市・都市圏域 新たな広域連携モデル構築事業概要

圏域市町村	圏域人口	主要産業
北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	1,420,446人 (うち北九州市 976,846人) 圏域面積 1,416km ²	鉄鋼、機械、化学、自動車関連産業

圏域の特長

- 素材型産業が集積する一方で、自動車関連産業など新たな分野の企業も進出。
- 農業や水産業のほか、「産業」を地域資源とする産業観光なども推進。



圏域全体の経済成長のけん引

自動車部品メーカーによる産業クラスターの形成

- 北部九州地域は、完成車メーカーの工場が多く立地する自動車産業集積地となっており、各社の部品等の現地調達強化により、地場製造業の自動車産業への参入等の機会が拡大している。
- これを背景に発足した北九州圏域の地場製造業で構成する「北九州地域自動車部品ネットワーク(略称: パーツネット北九州)」の発展・成長に向けた調査等を通じ、産学官が一体となった**自動車部品産業集積への取組**を推進する。



地域資源の活用による地域活性化事業の推進

- 北九州市域にある官営八幡製鐵所関連施設は、2015年の世界遺産登録を目指す「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産となっている。
- 一方、豊前海岸沿いの地域ブランド「豊前海一粒かき」や、各市町の様々な「地域グルメ」など、北九州市域には多くの地域資源が存在する。
- こうした地域資源の一体的なPRや活用研究などを通じ、地域活性化を推進する。




北九州学術研究都市を活用したイノベーションの実現

- 理工系大学や研究機関、企業等が進出している北九州学術研究都市を活かし、**ロボットや3次元技術活用など新たな成長分野における研究等**を通じ、地場産業振興に向けた取組を推進する。
- 圏域内の中小企業の知的基盤、技術力及び研究開発力の底上げを図るため、専門講師による講座開催や異業種交流等を実施する。




高次の都市機能の集積

広域的な交通課題解決に向けた取組

- 平成28年度に全線開通予定の東九州自動車道の整備を契機として、新たな産業振興や住民の利便性向上などが期待されていることから、北九州市都市圏における**広域的な交通課題の調査等**を通じ、課題解決を図る。



圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ICT分野の共同利用推進

- 地理空間情報システム(GIS)の共通プラットフォームや自治体基幹システムのBCPを確保するデータバックアップサービスの推進など、今後の市民サービス向上のため、ICTの共同利用に向けた取組を推進する。

(出典) (図表 2 - 4) と同じ

(図表 2 - 9) 北九州市の広域連携 (概要)

近隣自治体との連携			
組織(設立年月)	目的	構成市町村	主要事業など
福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会 (1995年3月)	地方拠点法に基づき、地域が一体となって魅力ある高次都市機能を兼ね備えた質の高い複合都市圏を形成するための事業を推進する。	6市11町	国、県等に対する整備要望活動等 政策研修の実施 ほか
北九州市都市圏広域行政推進協議会 (1978年3月)	広域行政計画の策定及び当該計画に係る事務事業の連絡調整を行う。	北九州市、中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町(2市4町)	子ども文化パスポート事業 北九州市都市圏情報コーナーの設置 ほか
日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会 (2002年7月)	JR日田彦山線の沿線自治体が一体となってその活性化に取り組み、地域の発展及び住民の利便の向上を図る。	北九州市、香春町、田川市、川崎町、添田町、東峰村、日田市(3市3町1村)	ひたひこウォーキングの開催 ひたひこHPの開設 ほか
都市間連携			
相手先	連携の趣旨、経緯など	トップ会談開催時期・回数	主な連携事業
下関市	成長著しいアジアの玄関口という地理的ポテンシャルを活かしながら、関門の価値を高め、近隣アジア諸国に注目されるような連携を進める。	1987年より、13回	海峡花火大会(1988年より) 図書館等広域利用(2003年より) ほか
福岡市	福岡・北九州市が連携し、アジアを視野に入れた広域国際交流拠点の形成を目指し、文化、学術、研究、基盤整備など様々な分野での連携を推進する。	1999年より、12回	福北都市問題研究会 東アジア経済交流推進機構 ほか
南九州市	両市は人口や産業構造、その他、規模や性格の異なる自治体であるが、九州新幹線全線開通を活かし、市民・経済交流が推進するよう連携を推進する。	2008年より、4回	「市政PRコーナー」の設置 「子ども交流事業」ほか
釜石市	「鉄の町」として都市を形成してきた両市には、多くの共通点や歴史的繋がりがある。これまでの支援活動や交流事業等を通じて育まれた友好関係を今後も繋げる。	2013年2月に協定を締結	世界遺産登録への連携した取組 釜石市の復興・まちづくりの推進 ほか
地域軸に主眼を置いた都市間連携			
地域軸	連携概要	内容	
西九州軸	四都市交流連携協定	九州の人口の多い4都市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市が2012年10月に交流連携協約を締結。これは、2008年8月に九州新幹線鹿児島ルート全線開通を視野に既に3都市で締結していた協定に北九州市が加入したものである。	
東九州軸	東九州市町村連絡会	東九州自動車道の開通を見据え、沿道自治体による連携体制を構築する。構成団体は、宮崎市まで含め現在15市程度。幹事市は北九州市、行橋市、豊前市、中津市、別府市、大分市の6市。	

(出典) 北九州市の資料より作成

携で期待が大きいのが観光であるのに対し、こちらの都市圏連携では自動車部品産業集積への取り組みやロボット産業など新たな成長分野を通じた地場産業の振興を目指しているのが特徴である。

(イ) 応募の背景

モデル構築事業に応募した背景としては、関門地域連携にしても近隣自治体との都市圏連携にしても、北九州市では広域連携施策として従来から実績があるという点が高い。そして、地方中枢拠点都市圏構想の財政措置に対する期待感もあるとのことであった。

また、応募先が西高東低であるのは、東北地方は震災復興の影響があるにしても、西日本が人口減少などで非常に危機意識を持っているためではないかとみている。

(ウ) 現状と今後について

北九州市政策調整課によれば、応募して以降、関係市町の企画部門には概要説明に回っているとのことである。しかし、今回は新規事業であり、補正予算を組むための議案を9月議会に出しており、本格的に活動するのは予算が通った後になるとのことである。協議会については、

現在ある協議会を発展的に改組する予定となっている。姫路市や倉敷市など一部の進んでいる団体は別として、ビジョン作成から連携協約締結までには多くの困難が予想されるとのことであった。

イ. 北九州市の広域連携施策について

北九州市では、近隣自治体との連携、都市間連携(市長会談などを実施)、地域軸を主眼に置いた都市間連携という3分野に広域連携を整理している。主な連携の概要については(図表2-9)のとおりである。

むすび

今回の広域連携に関する事例研究は、遠州地域および三遠南信地域における地域間連携の調査とともに、倉敷市、下関市と北九州市がそれぞれ地方中枢拠点都市として核となる圏域において、経済的な地域振興を主眼点においた新たな広域連携制度のモデル構築事業も対象とした。

三遠南信では豊川流域圏・天竜川流域圏、また倉敷市を核とする圏域でも高梁川流域圏というように流域圏における広域連携の事例が多いのが特徴として認められた。広域連携の検討として推奨

している伊勢湾流域圏においては、これまでに木曾三川流域圏、矢作川流域圏とともに、今回、豊川流域圏、天竜川流域圏における広域連携の取り組みについて調査し、その流域の過半の地域あるいは流域圏について調査することができた。伊勢湾流域圏で残された圏域は、宮川流域など三重県の中・南部、揖斐川流域や名古屋大都市圏などがあげられる。

なお、浜松市では「国土縮図型都市」といわれるように中心市街地活性化など都市的な問題の一方で、中山間地の過疎対策も実施していく必要がある。今後、「山里いきいきプラン」など中山間地域における定住促進や地域活力維持の取り組みに関する都市域と非都市域の連携事例として注目していきたい。

さらに新たな広域連携制度については、地方都市あるいは中山間地の経済的な地域振興が主眼の1つとして位置付けられており、今回の倉敷市、下関市・北九州市を核としたモデル事業において、どのように圏域全体の地域振興を図るかという視点が重要である。それに基づき、それぞれの地方中枢拠点都市が、まずはビジョンづくりを目指していることが分かった。今後、これらの圏域での取り組みを見守っていくとともに、姫路市を核とした他の圏域などについても調査していく予定である。

また併せて、流域圏における広域連携についての具体的な提案についても検討を進めていきたい。

以上

【ヒアリング日・場所・先方】

第1章 浜松市、SENA

ヒアリング日：2013年11月27日

ヒアリング場所：浜松市役所

先方：伊藤 哲氏（浜松市企画調整部企画課大都市制度・広域行政担当課長）

清水 克氏（浜松市企画調整部企画課大都市制度・広域行政グループ長）

大林 克彦氏（SENA事務局次長、浜松市企画調整部企画課所属）

第2章 倉敷市

ヒアリング日：2014年8月14日

ヒアリング場所：倉敷市役所

先方：杉岡 知裕氏（倉敷市企画財政局企画財政部企画経営室課長主幹）

西村 将典氏（倉敷市企画財政局企画財政部企画経営室主幹）

第2章 北九州市

ヒアリング日：2014年8月29日

ヒアリング場所：北九州市役所

先方：徳山 幸弥氏（北九州市総務企画局政策調整課広域行政担当係長）